名称　宇部港第十二号灯浮標
位置
所在地　山口県宇部港（宇部港西防波堤灯台の南方約三〇〇メートル）
北緯　三三―五六―〇六
東経　一三一―一三―五五
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十五年十月二十二日

名称　関門航路第三十一号灯浮標
位置
所在地　関門港下関区（下関導灯（前灯）の北東方約二・六キロメートル）
北緯　三三―五八―二九
東経　一三〇―五八―三八
変更した事項　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十五年十月二十三日
記事　一時位置変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称　鳩間島灯台
位置
所在地　沖縄県八重山郡竹富町（鳩間島）
北緯　二四―二八―一三
東経　一二三―四九―一一
変更した事項　灯質　単閃白光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十五年十月二十四日

名称　鈴鹿港南防波堤灯台
位置
所在地　三重県鈴鹿市（鈴鹿港南防波堤外端）
北緯　三四―五三―〇九
東経　一三六―三八―一二
変更した事項　灯質　連成不動単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
変更年月日　平成二十五年十月二十八日

○海上保安庁告示第二百十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　保戸島海洋牧場施設灯
位置
所在地　保戸島港防波堤灯台（大分県津久見市）の北西方約三五〇メートル
北緯　三三―〇六―〇七
東経　一三二―〇〇―〇八
廃止年月日　平成二十五年十月二十九日

○海上保安庁告示第二百十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　酒田港第二号灯浮標
位置
所在地　山形県酒田港第二区（酒田港北防波堤灯台の東南東方約一・五キロメートル）
北緯　三八―五五―二一
東経　一三九―四九―〇四
変更した事項　光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十五年十月二十九日

名称　酒田港第四号灯浮標
位置
所在地　山形県酒田港第二区（酒田港北防波堤灯台の東南東方約一・九キロメートル）
北緯　三八―五五―一六
東経　一三九―四九―一六
変更した事項　光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十五年十月二十九日

名称　島野浦島灯台
位置
所在地　宮崎県延岡市（島野浦島）
北緯　三二―三九―五四
東経　一三一―四九―一七
変更した事項　光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・九メートル　平均水面上から灯火まで一九三メートル
変更年月日　平成二十五年十月二十九日

名称　広畑航路第三号灯浮標
位置
所在地　兵庫県姫路港広畑区（広畑東防波堤灯台の南南西方約二・五キロメートル）
北緯　三四―四四―三三
東経　一三四―三七―〇九
変更した事項　位置
所在地　兵庫県姫路港広畑区（広畑東防波堤灯台の南南西方約二・五キロメートル）
北緯　三四―四四―三三
東経　一三四―三七―〇八
変更年月日　平成二十五年十月三十日

名称　女川港北仮設灯浮標
位置
所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・四キロメートル）
北緯　三八―二六―一〇
東経　一四一―二八―〇〇
変更した事項　位置
所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・六キロメートル）
北緯　三八―二六―〇四
東経　一四一―二七―五三
変更年月日　平成二十五年十月三十一日
記事　一時変更

名称　女川港南仮設灯浮標
位置
所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・四キロメートル）
北緯　三八―二六―〇八
東経　一四一―二七―五八
変更した事項　位置
所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・六キロメートル）
北緯　三八―二六―〇二
東経　一四一―二七―五一
変更年月日　平成二十五年十月三十一日
記事　一時変更

名称　室戸岬港沖防波堤Ｂ西灯台
位置
所在地　高知県室戸岬港（沖防波堤Ｂ西端）
北緯　三三―一五―四三
東経　一三四―〇九―三四
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十五年十月三十一日

名称　石狩湾新港沖灯標
位置
所在地　石狩湾港北防波堤北灯台（北海道石狩市）の北西方約六・七キロメートル
北緯　四三―一六―三九
東経　一四一―一四―二三
変更した事項　位置
所在地　石狩湾港北防波堤北灯台（北海道石狩市）の北西方約六・八キロメートル
北緯　四三―一六―四〇
東経　一四一―一四―二三
記事　補正

○海難審判所告示第四号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十五年十二月二十日

横浜地方海難審判所理事官　榎木園正一

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

千葉県　篠塚　栄一　昭和四十四年八月二十七日生

免許証の種類及び番号　小型船舶操縦免許証　第〇三〇〇九〇〇四五四三〇号

免許証の交付年月日　平成二十一年七月九日